

## 著者紹介

見上 崇洋（みかみ たかひろ） 第4章（4-2をのぞく）執筆

### 略歴

1973年 京都大学法学部卒業、1978年 京都大学法学研究科博士課程単位取得退学 現在 立命館大学政策科学部教授 博士（政策科学）

### 主要著作

『行政計画の法的統制』（信山社、1996年）、『新農基法と21世紀の農地・農村』（法律文化社、2000年、共編）、『分権推進と自治の展望』（日本評論社、2005年、共編）、『新たな公共性の再構築』（法律文化社、2005年、共編）、『地域空間をめぐる住民の利益と法』（有斐閣、2006年）、『まちづくり・環境行政の法的課題』（日本評論社、2007年、共編）、『政策科学の基礎とアプローチ（第2版）』（ミネルヴァ書房、2009年、共編）、『地域共創と政策科学』（晃洋書房、2011年、共編）

#### ◇読者へのメッセージ◇

行政法は、憲法学や民法学と違って、出だしからイメージがはつきりしないところが多い、というのが皆さんの印象でしょう。とくに「法的な焦点」がどこにあるのか、が民法など他の法分野と比べてつかみにくいのです。他の法分野とは、「法的な焦点」で違うところがあることに気がつくようになれば、あとは大丈夫です。先入観を捨てて、入ってみてください。本書は、その点を工夫したつもりです。

小山 正善（こやま まさよし） 第6章、第7章 执筆

### 略歴

1975年 岡山大学法文学部卒業、1981年 大阪大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学 現在 岡山大学法学院教授

### 主要著作

『新版 行政法』（有斐閣、2009年、共著）、『ファンダメンタル地方自治法（第2版）』（法律文化社、2009年、共著）、「ドイツ連邦行政裁判所の判例に見る一般的確認訴訟の対象」（『法学と政治学の新たなる展開』有斐閣、2010年、1~28頁）、「教科書検定手続と行政手続法」（岡山大学法学会雑誌60巻2号1~18頁）

#### ◇読者へのメッセージ◇

学生諸君から寄せられる行政法がわかりにくい理由の1つに、使用される言葉のむずかしさ、ということがあります。本書の執筆にあたっては、この点の解消を心がけたつもりですが、できの方は読者の判断に任せざるを得ません。そこで、執筆した側として読者の皆さんに望むことは、むずかしい言葉や概念などをそのものとして理解・記憶するのではなく、できるだけわかりやすい事例を思い浮かべながらそのなかで理解し、自分自身でも説明できるように努力していただきたいということです。また、講義室で受講される方は、少しでも多くのことをその場（講義室）で理解するように努めていただきたい。本書がこれらのための一助となれば、と希望しています。

久保 茂樹（くぼ しげき） 第1章、第8章 执筆

### 略歴

1977年 京都大学法学部卒業、1982年 京都大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学 現在 青山学院大学大学院法務研究科教授

### 主要著作

『コンメンタール行政手続法・行政不服審査法』（日本評論社、1997年、共著）、『まちづくり・環境行政の法的課題』（日本評論社、2007年、共著）、『行政法の新構想Ⅲ・行政救済法』（有斐閣、2008年、共著）

#### ◇読者へのメッセージ◇

行政法というと、一般性の乏しい特殊な法領域と思い浮かべる人がいるかもしれません。しかし、それは大変な誤解です。行政法は、民法や刑法と並んで、私たちの市民生活に最も関わっている法分野だからです。第1章をご覧になればお解りいただけるように、家1軒建てるにも行政法がおおいに関係してきます。あとはおして知るべしです。行政法を学んでおくことは、将来——公務員になるかどうかに関係なく——きっと役立つものと思います。この教科書は、はじめて行政法を学ぼうとする人のために書かれたものです。わかりやすく、しかし重要事項はできるだけ落とさずに書いたつもりです。本書を通じて、行政法の面白さを知つていただければ幸いです。

米丸 恒治（よねまる つねはる） 第2章、第3章、第4章・4-2、第5章 执筆

### 略歴

1988年 名古屋大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学 現在 神戸大学大学院法学研究科教授 博士（法学）

### 主要著作

『私人による行政』（日本評論社、1999年）、『インターネット法情報ガイド』（日本評論社、2004年、共編）、『行政法の新構想Ⅲ・行政救済法』（有斐閣、2008年、共著）、『アクチュアル地方自治法』（法律文化社、2010年、共著）、『レクチャー消費者法（第5版）』（法律文化社、2011年、共著）

#### ◇読者へのメッセージ◇

行政法の学習の上では、一般的な理論のきちんとした理解と具体的な事例での思考・応用が大切です。具体的な事例での適切な解決がされてはじめて、行政法の知識の役割がはたらかれると言えているでしょう。行政法の事例は、本書でもふれられているように、私たちの日常生活のまわりにあふれています。たとえば、みなさんの多くが持っている自動車の運転免許証もとてもいい素材になります。ちょっとした疑問、きっかけ、出会いを大切にしてください。